

10%お得です！

プレミアム付き商品券

4月26日発売！
先着15,000セット分

養父市商工会では、市の支援を得て、市内の取扱店で使用できる期間限定のお得な商品券を販売します。この商品券は、景気の急激な悪化の中、市内の商店・事業所の売り上げ向上や地域経済の活性化を図るとともに、市民の皆さんの生活を応援することを目的としています。

- 購入対象者／高校生以上の養父市民
- 販売セット数／15,000セット(1億6,500万円分)
- 購入可能セット数／1人当たり3セットまで
※500円券22枚(11,000円分)で1セット
- プレミアム／10%
※11,000円分の商品券を10,000円で販売
- その他の特典／液晶テレビなどが当たる抽選会に参加できます。
- 発売日／4月26日(日)午前10時
※販売時間は午前10時～午後4時までです。



見本(上:綴り表紙、下:商品券)



- 販売場所／養父市商工会本所・養父支所・関宮支所および市役所大屋地域局玄閣ホール
- 商品券利用期間／4月26日(日)～9月30日(水)
- 取扱店／商品券販売時に一覧表をお渡しするとともに、各店頭にて取扱店の表示をします。
- お問い合わせ
養父市商工会本所 (☎662-7127)
養父支所 (☎664-0241)
大屋支所 (☎669-0203)
関宮支所 (☎667-2709)

拝啓 市民の皆様

4月を迎え、いよいよ平成21年度のスタートです。

3月の市議会定例会において新しい年の施政方針を発表するとともに新年度予算の決定をいただいたことは、本当の意味での船出とも言えます。私は施政方針において、合併後6年目となる平成21年度を「まちづくり元年」と位置づけ、7月から施行となる「まちづくり基本条例」を根本に住民主体のまちづくりを行うため、小学校区単位に地域自治組織を設立することを市政の柱としております。

地域自治組織は、人口減少が急速に進む養父市において地域が抱える課題は地域住民共通の課題として認識し、地域の皆さんと市がそれぞれの責任を自覚しながら協働で解決にあたるとするものです。

また、新年度予算の基礎となる考え方は「ともに考え、ともに働く」とし、地域自治組織の設立支援と活動助成のほか、所得制限内の対象者で小学校入学前の乳幼児等の医療費を無料化するなどの「子育て支援の充実」、70歳以上の高齢者等のバス乗車優待を行うなどの「高齢者生活支援」を打ち出しております。本年度も皆さんとともに「元氣、笑顔、思いやり」のまちづくりを進めます。

市長 広瀬 栄



定住 促進制度

人口増で活力を!

従来の「養父市若者定住促進制度」を平成 21 年 3 月 31 日をもって廃止し、4 月から新たに「養父市定住促進制度」がスタートしました。

本制度は、人口の増加による活力ある地域づくりを目指すとともに、空き家対策や集落自治機能の維持にも一定の効果が期待できるような対策を盛り込んでいます。

該当される方は、忘れずに申請をしてください。

【共通の交付要件】

- 市内に居住し住民基本台帳に登録されている方
 - 市税および市の各種使用料などを完納している方
- ※ 地方公共団体など官公署に勤務する方で定年摘要を受け取る方は交付対象になりません。

◆ お問い合わせ / 市役所企画政策課 (☎ 662-7602)

奨励金の種類		交付要件	奨励金の金額	交付申請を していただく日
就労奨励事業	新規就労奨励金	満 40 歳未満の新規学卒者のうち卒業後 1 年以内に就労した方で、就労後 3 年以上居住し、かつ 3 年以上の就労期間を満たした方	10 万円	就労から 3 年を経過した日以降、その日の属する年度内
	U・I ターン奨励金	満 40 歳未満の U・I ターン者が転入後 1 年以内に新規就労し、転入後 3 年以上居住し、かつ 3 年以上の就労期間を満たした方 (本支店間の異動による就労者は除きます)	単身者 10 万円 世帯者 20 万円	転入後、居住期間が 3 年経過し、かつ就労期間が通算で 3 年を経過した日以降、その日の属する年度内
住宅対策・再活用奨励事業	新築等奨励金	自己の居住のために条例に定める住宅を新築または購入した満 40 歳未満の方 (U・I ターン者は満 65 歳未満を対象とします)	新築した住宅の所在地 (区) の高齢化率が… 30%未満 → 15 万円 30 ~ 40% → 25 万円 40 ~ 50% → 40 万円 50%以上 → 50 万円	住宅を取得した日の属する年度内
	空き家購入奨励金	自己の居住のために条例に定める空き家を購入した満 40 歳未満の方 (U・I ターン者は満 65 歳未満を対象とします)	購入した空き家の所在地 (区) の高齢化率が… 40%未満 → 15 万円 40 ~ 50% → 30 万円 50%以上 → 50 万円	空き家を取得した日の属する年度内
	増改築等奨励金	住宅を条例に定める要件で増改築した満 40 歳未満の方 (U・I ターン者は満 65 歳未満を対象とします)	増改築費用に住宅の所在地 (区) の高齢化率を乗じて得た額に、20 分の 1 を乗じた額	増築または改築の完了した日の属する年度内
	家賃対策奨励金	家賃が月額 4 万円を超える市内の賃貸住宅 (貸家を含む、ただし公営住宅は除く) に入居する満 40 歳未満の方	4 万円を超える家賃額で、月額 1 万円以内 (交付は 2 年間に限る)	入居の日以降、その日の属する年度の 2 月中 (中途退去の場合には退去時)
事定住奨励	定住奨励金	家賃対策奨励金を除く住宅対策・再活用奨励事業の該当者のうち、新築などの後に転入した方およびその世帯員全員	転入者 1 人当たり 2 万円 (義務教育修了前の子どもは 1 人当たり 1 万円を加算します)	新築などの後に転入した日の属する年度内